

第1表 年齢3区分別人口及び割合

Table with columns for age groups (0-14, 15-64, 65+), sex (male/female), and population counts/percentages. Includes a note about the data source from the National Institute of Population and Social Surveys.

第2表 年齢3区分別将来推計人口

Table showing projected population for age groups (0-14, 15-64, 65+) by sex, with columns for total population and population aged 0-14. Includes a note about the projection method.

第3表 人口動態の推移

Table showing population dynamics (births, deaths, migration) by age group and sex from 1957 to 1981. Includes a note about the data source from the National Institute of Population and Social Surveys.

第4表 死因順位の変動

Table showing the change in leading causes of death by age group and sex from 1957 to 1981. Includes a note about the data source from the National Institute of Population and Social Surveys.

第5表 国民医療費の推移

	第5表 国民医療費の推移 (単位: 億円, 万)														
	推計額					実績額									
	39年度	40	45	50	55	60	64	69	70	71	72				
医療費	4,095	11,224	24,902	64,779	76,654	85,486	100,042	109,510	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担分	481	1,471	2,822	8,471	9,781	11,307	13,094	13,818	11.0	13.1	11.2	12.0	12.8	13.2	13.4
生活保護法	264	760	1,480	4,210	4,873	5,315	6,190	6,815	6.7	6.7	6.8	6.4	6.2	6.2	5.9
精神衛生法	48	430	840	819	840	792	861	711	1.2	3.8	2.2	1.2	1.1	0.9	0.6
精神衛生法	21	222	437	961	1,056	1,021	1,118	1,080	0.5	2.0	1.8	1.8	1.2	1.2	1.1
老人福祉法	-	-	-	2,107	5,636	3,103	3,637	4,095	-	-	-	3.2	2.4	2.6	2.6
その他	16	68	165	354	424	1,124	1,848	1,417	0.4	0.7	0.5	0.5	1.2	1.2	1.2
保険者負担分	2,415	7,442	17,300	47,933	57,300	64,311	75,256	85,049	59.0	66.0	69.4	74.0	74.7	78.1	73.8
政府管掌健康保険	738	2,463	5,331	13,870	16,471	18,477	21,320	23,381	18.5	21.8	21.4	21.5	21.6	21.9	21.5
組合管掌健康保険	620	1,809	3,866	10,289	12,169	13,471	15,313	16,808	12.6	12.4	14.3	15.9	15.7	15.5	15.1
国民健康保険	26	72	133	272	425	476	530	587	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
国民健康保険	48	194	406	830	1,117	1,170	1,282	1,398	1.7	1.7	1.6	0.8	0.8	0.8	0.7
国家公務員共済組合	219	203	409	1,143	1,335	1,456	1,654	1,780	5.2	2.0	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7
公共企業体職員等共済組合	75	174	326	845	995	1,094	1,241	1,318	1.8	1.6	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2
市町村職員共済組合	44	-	-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	-	-	-	-
地方公務員共済組合	-	536	1,037	2,974	3,477	3,846	4,412	4,728	-	4.7	4.2	4.6	4.5	4.5	4.3
私立学校教職員共済組合	8	30	74	240	280	328	393	444	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
国民健康保険	898	2,018	5,287	16,280	19,711	22,420	27,090	30,488	14.6	18.0	21.5	25.1	25.7	26.5	27.1
労働者災害補償保険	87	233	549	1,167	1,488	1,676	2,007	2,147	2.1	2.0	2.2	1.8	2.0	2.0	2.0
その他	9	18	72	224	320	397	483	537	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.3
(関係)被用者保険	1,731	5,178	11,542	30,562	35,783	39,818	45,651	49,707	43.0	46.1	45.4	46.7	46.7	46.8	45.4
被保険者	1,234	3,855	8,306	21,004	23,423	24,629	28,420	27,560	29.9	34.3	33.3	37.1	34.4	34.4	33.2
被扶養者	497	1,323	3,236	12,678	15,360	17,189	20,249	22,148	13.1	11.8	12.1	19.6	20.0	20.1	20.2
患者負担分	1,229	2,312	4,820	8,370	9,600	10,018	11,692	12,448	30.0	20.6	19.0	13.9	13.5	11.7	11.7
全額負担	214	189	448	1,736	1,808	1,862	2,264	2,404	5.2	1.7	2.6	3.7	2.4	2.2	2.0
公費又は保険の一部負担	1,015	2,123	4,174	6,644	7,792	8,156	9,428	10,044	24.8	18.9	16.7	10.2	10.2	9.5	9.4
医療費の対前年増減	1,113	1,202	1,202	1,202	1,118	1,112	1,117	1,099	-	-	-	-	-	-	-
国民所得中に占める医療費の割合	3.09	4.22	4.10	5.26	5.54	5.61	6.00	6.18	-	-	-	-	-	-	-

厚生省統計情報部調べ
 (注) 医療費の範囲は次のとおりである。
 1. 推計された医療費は高野を定率の対価とした負担の医療費であって学費のみの費用、正當な入費等は含まれていない。
 2. 医療機関の免状費や施設費等は含まれていない。患者又は保険者、国・地方公共団体が当該年度に支払うべき額によって推計を行った。

第6表 社会保障給付費の推移

	第6表 社会保障給付費の推移 (単位: 100万円)										
	41年度	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
医療保険	1,866,968	3,823,909	3,967,026	4,892,692	6,116,229	8,889,951	11,872,622	14,482,732	16,844,047	19,721,282	21,906,892
年金保険	904,294	1,781,047	1,940,498	2,396,690	2,837,836	4,033,228	4,923,840	5,887,493	6,884,193	7,686,458	8,466,730
失業手当	192,929	476,638	895,634	789,924	1,076,984	1,923,269	2,904,886	4,082,628	6,099,083	6,129,943	7,097,442
生活保護	157,894	274,295	310,411	388,921	446,912	876,873	676,414	785,792	891,266	1,026,638	1,111,295
社会福祉	57,024	132,356	164,097	281,802	430,699	589,466	762,708	956,808	1,119,140	1,283,700	1,447,662
保健衛生	116,274	180,210	188,954	210,533	234,342	290,362	323,962	363,948	403,808	487,749	466,682
恩給	224,424	242,889	279,964	419,243	530,376	671,421	872,076	1,136,489	1,318,022	1,505,896	1,671,921
戦傷見舞	18,862	45,857	35,360	28,725	27,685	35,861	48,947	55,588	64,324	86,383	83,489
国民所得(億円)対	311,064	608,754	688,436	776,021	906,260	1,120,816	1,221,842	1,384,468	1,526,902	1,667,378	1,779,978
(%)	6.0	6.6	6.0	6.2	6.4	7.9	9.5	10.5	11.0	11.8	12.3

厚生省企画室調べ
 (注) 上表はILO事務規則による「社会保障給付費」の給付費を別項別に組みかたもとのである。
 国民所得は、経済企画庁「昭和54年度国民所得計并年報」

第7表 部門別社会保障給付費の推移

第7表 部門別社会保障給付費の推移

年次	部門	社会保障給付費 (百万円)	対国民所得比 (%)	年次	部門	社会保障給付費 (百万円)	対国民所得比 (%)
昭和15年度 (1940)	医療	64,614	—	昭和20年度 (1945)	医療	191,932	2.6
	その他	61,823	—		その他	197,381	2.7
	計	126,437	—		計	389,314	6.3
昭和26年度 (1951)	医療	85,268	1.9	昭和31年度 (1956)	医療	201,730	2.5
	その他	76,750	1.7		その他	196,884	2.4
	計	162,018	3.6		計	398,614	4.9
昭和27年度 (1952)	医療	114,871	2.7	昭和32年度 (1957)	医療	222,415	2.4
	その他	104,849	2.0		その他	213,284	2.3
	計	219,720	4.7		計	435,701	4.7
昭和28年度 (1953)	医療	148,037	2.5	昭和33年度 (1958)	医療	209,891	2.3
	その他	109,637	1.8		その他	298,100	3.1
	計	257,674	4.3		計	507,991	6.3
昭和29年度 (1954)	医療	171,139	2.6	昭和34年度 (1959)	医療	262,206	2.9
	その他	212,919	3.2		その他	325,807	3.0
	計	384,058	6.8		計	588,013	6.2

年次	部門	社会保障給付費 (百万円)	対国民所得比 (%)	年次	部門	社会保障給付費 (百万円)	対国民所得比 (%)
昭和35年度 (1960)	医療	294,209	2.2	昭和40年度 (1965)	医療	913,701	3.4
	年金	261,089	2.7		年金	380,816	1.3
	計	555,298	4.9		その他	339,226	1.3
昭和36年度 (1961)	医療	384,998	2.4	昭和41年度 (1966)	医療	1,076,893	3.5
	年金	426,001	2.7		年金	419,916	1.3
	計	810,999	5.0		その他	375,499	1.2
昭和37年度 (1962)	医療	469,846	2.7	昭和42年度 (1967)	医療	1,258,231	3.7
	年金	481,989	2.5		年金	494,651	1.2
	計	951,835	5.2		その他	411,449	1.1
昭和38年度 (1963)	医療	568,484	2.9	昭和43年度 (1968)	医療	1,467,939	3.4
	年金	620,908	2.6		年金	583,536	1.4
	計	1,189,392	5.4		その他	458,189	1.1
昭和39年度 (1964)	医療	720,811	3.1	昭和44年度 (1969)	医療	1,667,939	3.4
	年金	805,072	1.5		年金	683,536	1.4
	計	1,525,883	6.6		その他	458,189	1.1

年次	部門	社会保障給付費 (百万円)	対国民所得比 (%)	年次	部門	社会保障給付費 (百万円)	対国民所得比 (%)
昭和45年度 (1970)	医療	1,697,428	3.2	昭和50年度 (1975)	医療	6,688,084	4.6
	年金	659,296	1.3		年金	3,743,876	3.1
	計	2,356,724	4.5		その他	2,291,668	1.8
昭和46年度 (1971)	医療	2,075,838	3.4	昭和51年度 (1976)	医療	6,786,247	4.9
	年金	818,172	1.3		年金	6,202,712	3.8
	計	2,894,010	4.7		その他	2,483,808	1.8
昭和47年度 (1972)	医療	2,949,794	3.4	昭和52年度 (1977)	医療	7,875,480	5.0
	年金	964,018	1.0		年金	6,298,809	4.2
	計	3,913,812	4.4		その他	5,871,940	1.9
昭和48年度 (1973)	医療	2,773,747	3.6	昭和53年度 (1978)	医療	8,864,096	6.3
	年金	1,173,814	1.5		年金	7,603,743	4.6
	計	3,947,561	5.1		その他	3,231,423	1.9
昭和49年度 (1974)	医療	3,373,636	3.6	昭和54年度 (1979)	医療	9,711,500	6.5
	年金	1,455,443	1.7		年金	8,746,669	4.9
	計	4,829,079	5.3		その他	8,449,192	1.9
昭和50年度 (1975)	医療	4,691,816	4.2	昭和55年度 (1980)	医療	11,806,892	12.3
	年金	2,584,659	2.0				
	計	7,276,475	6.2				

資料 1. 社会保障給付費は、39年度までは労働者間、39年度以降は厚生年金制度
 2. 国民所得は、39年度以前は経済企画庁「国民所得統計年報(53年度)」40年
 度以降は経済企画庁「昭和55年度国民所得統計年報」
 (注) 「年金」部門には、基礎年金を含む。「その他」部門とは、疾病保険の傷病手当金、出産手当金等の現金給付、失業
 保険、労災保険、公的扶助、児童手当等である。

第8表 社会保障給付費の国際比較

国名	年次	部門別	実額	対国民所得比
イギリス (百万ポンド)	1974.4	医療	3,699	5.13
		年金	4,898	6.90
	1976.3	計	8,597	17.10
フランス (百万フラン)	1975.1	医療	69,038	6.18
		年金	104,061	9.27
	1976.12	計	173,100	24.13
スウェーデン (百万クローナ)	1974.1	医療	18,086	9.39
		年金	20,960	10.67
	1974.12	計	39,046	19.67
イタリア (百万リラ)	1974.1	医療	5,419,915	6.29
		年金	9,883,378	10.83
	1974.12	計	15,303,293	17.12
ドイツ (百万マルク)	1974.1	医療	57,305*	7.42*
		年金	103,923	13.46
	1974.12	計	161,228	20.88
アメリカ (百万ドル)	1972.7	医療	36,415	3.28
		年金	80,814	7.27
	1974.6	計	117,229	10.55

資料: ILO「The Cost of Social Security」、1974年のイギリスは「Annual Abstract
 of Statistics」、1975年のフランスは「Le Budget Social de la Nation」に
 基づき、厚生年金制度統計
 (注) 1. 「年金」部門には、基礎年金を含む。「その他」部門とは、疾病保険の傷病手当
 金、出産手当金等の現金給付、失業保険、労災保険、公的扶助、児童手当等
 である。
 2. ILO資料では「年金」と「その他」とは必ずしも明確に区別できないが、こ
 こでは両者の別々の用途を把握して区分を試みた。
 3. *印は医療以外の現金給付が含まれる。

第9表 国の予算における社会保障関係費

第9表 国の予算における 社会保障関係費

(単位:100万円、%)

	48年度		49		50		51		52		53		54		55		56		
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	
一般会計予算	14,284,073	124,417,099	430,119,751	288,800,124	524,296,011	114.1	25,214,270	117,434,296	111,202,208	600,143	112.6	42,888,843	110.3	46,788,111	109.9				
厚生省予算	2,093,002	131.0	2,868,294	337.0	3,206,729	126.2	4,739,190	121.3	5,626,768	118.7	6,707,688	119.2	7,854,088	112.0	8,149,470	107.9	8,764,247	107.5	
社会保障関係費	2,118,412	138.8	2,891,854	356.7	3,228,154	135.6	4,807,640	122.4	5,697,997	118.4	6,781,070	119.1	7,626,969	112.8	8,212,441	107.7	8,826,910	107.6	
生活保護費	355,848	114.7	443,018	124.6	534,747	120.7	633,169	118.4	722,698	114.1	838,271	116.0	922,387	110.0	985,927	103.7	991,866	103.8	
社会福祉費	232,912	165.2	431,781	183.7	617,353	143.1	787,285	127.5	967,943	121.6	1,097,033	114.5	1,231,843	112.3	1,369,775	111.0	1,495,882	109.2	
社会保険費	1,119,903	122.0	1,659,649	148.2	2,227,687	140.0	2,826,859	121.9	3,406,337	120.1	4,157,375	122.1	4,708,724	113.3	5,109,821	108.5	5,558,476	108.7	
保健衛生対策費	199,835	110.1	217,895	109.0	273,829	125.7	286,161	108.0	324,310	109.6	365,368	111.1	386,656	107.5	398,134	103.0	411,821	103.4	
失業対策費	117,222	109.7	139,614	119.0	174,138	124.6	203,666	148.7	280,809	110.7	328,022	116.5	377,190	115.0	379,084	100.5	382,100	100.8	
厚生省会計課別へ																			

第10表 厚生省所管一般会計歳出予算額(当初予算額)の推移

第10表 厚生省所管一般会計 歳出予算額(当初予算額)の推移 (単位:100万円)

	48年度		49		50		51		52		53		54		55		56		
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	
生活保護費	355,848	443,018	534,747	633,169	722,698	838,271	922,387	985,927	991,866										
社会福祉費	232,912	431,781	617,353	787,285	967,943	1,097,033	1,231,843	1,369,775	1,495,882										
社会保険費	1,119,903	1,659,649	2,227,687	2,826,859	3,406,337	4,157,375	4,708,724	5,109,821	5,558,476										
保健衛生対策費	199,835	217,895	273,829	286,161	324,310	365,368	386,656	398,134	411,821										
失業対策費	117,222	139,614	174,138	203,666	280,809	328,022	377,190	379,084	382,100										
厚生省会計課別へ																			

第11表 最近成立した厚生省関係法律

第11表 最近成立した厚生省関係法律

法律番号	公布年月日	法律名	内容								
82	55.10.31	厚生年金保険法等の一部を改正する法律	<p>一 厚生年金保険関係</p> <p>1 保険給付に關する事項</p> <p>(イ) 基本年金額</p> <p>(1) 定額部分</p> <p>被保険者期間1月につき、1,400円を、600円に引き上げることとした。</p> <p>(2) 繰上り部分</p> <p>平均標準報酬月額の見直しについて次の措置を講ずることとした。</p> <p>(イ) 昭和54年3月以後の当月の標準報酬月額に次の率を乗じて得た額を、それぞれ当該各月の標準報酬月額とすること。</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和50年3月以前</td> <td>移行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.4を乗じ、4割</td> </tr> <tr> <td>昭和50年4月から昭和51年7月まで</td> <td>1.43</td> </tr> <tr> <td>昭和51年8月から昭和52年3月まで</td> <td>1.16</td> </tr> <tr> <td>昭和52年4月から昭和54年3月まで</td> <td>1.06</td> </tr> </table> <p>(ロ) 平均標準報酬月額が45,000円未満のときは、これを45,000円とする。</p> <p>(ウ) 加給年金額</p> <p>(1) 加給年金額の引上げ</p> <p>配偶者については、78,000円(月額4,000円)を180,000円(月額14,000円)に、子については、第1子及び第2子については、24,000円(月額2,000円)を40,000円(月額3,000円)に、第3子以降については、4,800円(月額400円)を24,000円(月額2,000円)に、それぞれ引き上げる。</p>	昭和50年3月以前	移行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.4を乗じ、4割	昭和50年4月から昭和51年7月まで	1.43	昭和51年8月から昭和52年3月まで	1.16	昭和52年4月から昭和54年3月まで	1.06
昭和50年3月以前	移行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.4を乗じ、4割										
昭和50年4月から昭和51年7月まで	1.43										
昭和51年8月から昭和52年3月まで	1.16										
昭和52年4月から昭和54年3月まで	1.06										

法律	公布年月日	法律名	内 容																														
			<p>こととした。</p> <p>(2) 加給年金額の調整 配偶者が老齢年金(障害年金)の支給を受けることができるときは、当該配偶者について計算する加給年金額の支給を停止することとした。</p> <p>四 老齢年金及び遺族老齢年金 (1) 45歳以上の被保険者に支給する老齢年金及び遺族老齢年金 受給資格期間を満たしている45歳以上の被保険者に対する老齢年金及び遺族老齢年金の支給について、支給停止を行わない者の標準報酬月額の変動額142,000円を150,000円に引き上げることとした。</p> <p>(2) 45歳以上の被保険者の被保険者に支給する老齢年金及び遺族老齢年金 受給資格期間を満たしている45歳以上の被保険者の被保険者に対する老齢年金及び遺族老齢年金の支給について、支給停止を行わない者の標準報酬月額の変動額142,000円を150,000円に引き上げるとともに、年金の支給割合を定める標準報酬月額の区分を次のように改めることとした。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改 正 後</th> </tr> <tr> <th>標準報酬等級</th> <th>標準報酬月額</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級～12級</td> <td>46,000円～82,000円</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>13級～17級</td> <td>99,000円～129,000円</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>18級～20級</td> <td>134,000円～159,000円</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">改 正 前</th> </tr> <tr> <th>標準報酬等級</th> <th>標準報酬月額</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級～14級</td> <td>30,000円～86,000円</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>17級～21級</td> <td>92,000円～148,000円</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>22級～24級</td> <td>126,000円～148,000円</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	改 正 後			標準報酬等級	標準報酬月額	支給割合	1級～12級	46,000円～82,000円	8割	13級～17級	99,000円～129,000円	6割	18級～20級	134,000円～159,000円	2割	改 正 前			標準報酬等級	標準報酬月額	支給割合	1級～14級	30,000円～86,000円	8割	17級～21級	92,000円～148,000円	6割	22級～24級	126,000円～148,000円	2割
改 正 後																																	
標準報酬等級	標準報酬月額	支給割合																															
1級～12級	46,000円～82,000円	8割																															
13級～17級	99,000円～129,000円	6割																															
18級～20級	134,000円～159,000円	2割																															
改 正 前																																	
標準報酬等級	標準報酬月額	支給割合																															
1級～14級	30,000円～86,000円	8割																															
17級～21級	92,000円～148,000円	6割																															
22級～24級	126,000円～148,000円	2割																															

法律	公布年月日	法律名	内 容
			<p>四 障害年金 最低保障額の引上げ 障害年金の最低保障額396,000円(月額33,000円)を401,600円(月額41,800円)に引き上げることとした。</p> <p>四 遺族年金 (1) 寡婦加算額の引上げ (イ) 18歳未満の子又は1級若しくは2級の障害の状態である子を7人以上有するとき 84,000円(月額7,000円)を210,000円(月額17,500円)に引き上げることとした。 (ロ) 18歳未満の子又は1級若しくは2級の障害の状態である子を1人以上有するとき 60,000円(月額5,000円)を120,000円(月額10,000円)に引き上げることとした。 (ハ) 60歳以上であるとき(訂正は併記出するときを除く) 48,000円(月額4,000円)を120,000円(月額10,000円)に引き上げることとした。</p> <p>(2) 寡婦加算の調整 遺族年金の受給権者である妻が、配偶者の老齢年金(障害年金)の支給を受けることができるときは、寡婦加算額の支給を停止することとした。</p> <p>(3) 最低保障額の引上げ 遺族年金の最低保障額396,000円(月額33,000円)を401,600円(月額41,800円)に引き上げることとした。</p> <p>2 標準報酬に関する事項 30,000円から305,000円までの38等級を45,000円から410,000円までの38等級に改めることとした。</p> <p>3 保険料率に関する事項</p>

法律	公布年月日	法律名	内 容															
			<p>保険料率は、被保険者の種別に応じてそれぞれ次のように改めることとした。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種被保険者(一般労務)</td> <td>1,000分の106</td> <td>1,000分の91</td> </tr> <tr> <td>第2種被保険者(女子)</td> <td>1,000分の99</td> <td>1,000分の72</td> </tr> <tr> <td>第3種被保険者(自営)</td> <td>1,000分の116</td> <td>1,000分の110</td> </tr> <tr> <td>第4種被保険者(任意継続被保険者)</td> <td>1,000分の106</td> <td>1,000分の91</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2種被保険者(女子)については、保険料率は、昭和56年6月から1,000分の90、昭和57年6月から1,000分の91、昭和58年6月から1,000分の92、昭和59年6月から1,000分の93とし、昭和60年6月以降、第1種被保険者(一般労務)の保険料率に準ずるまで、当該で定めるところにより段階的に引き上げることとした。</p> <p>二 国民年金法関係 1 国民年金に関する事項 (イ) 年金額の引上げ (1) 老齢年金 老齢年金の額の計算にあたり、保険料納付済期間に準ずる額1月につき1,200円を1,600円に引き上げ、保険料納付済期間25年の場合の年金額396,000円(月額33,000円)を404,000円(月額40,400円)とする。こととした。 (2) 経過的老齢年金の額についての特例 (イ) 10年未満被保険者期間が20年未満で支給される経過的老齢年金の額の計算について、1月につ</p>		改正後	改正前	第1種被保険者(一般労務)	1,000分の106	1,000分の91	第2種被保険者(女子)	1,000分の99	1,000分の72	第3種被保険者(自営)	1,000分の116	1,000分の110	第4種被保険者(任意継続被保険者)	1,000分の106	1,000分の91
	改正後	改正前																
第1種被保険者(一般労務)	1,000分の106	1,000分の91																
第2種被保険者(女子)	1,000分の99	1,000分の72																
第3種被保険者(自営)	1,000分の116	1,000分の110																
第4種被保険者(任意継続被保険者)	1,000分の106	1,000分の91																

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
			<p>き600円を450円に引き上げ、19年 年金の年金額244,000円(月額24, 400円)を318,400円(月額31, 840円)とすることとした。</p> <p>(6) 6年年金の額341,300円(月額 28,108円)を271,300円(月額 22,608円)に引き上げることとし た。ただし、昭和56年7月分につ いては289,200円(月額24,100円) とすることとした。</p> <p>(7) 障害年金 障害年金(2級)の最低保障額394, 000円(月額32,833円)を501,400円 (月額41,783円)に引き上げること とした。</p> <p>(8) 母子年金、準母子年金及び遺児年 金 母子年金、準母子年金及び遺児年 金の額295,000円(月額24,583円) を374,400円(月額31,200円)に引 き上げ、親の加算の対象となる子 (孫又は孫孫)のうち1人について は、その加算額24,000円(月額2, 000円)を40,000円(月額3,333円)に、 その他の子については1人につき、 その加算額4,800円(月額400円)を 24,000円(月額2,000円)にそれぞ れ引き上げることとした。</p> <p>(9) 母子年金及び準母子年金に関する事 項 (1) 母子加算及び準母子加算の前段 (2) 母子年金及び準母子年金の給付 額のうち、夫等の死亡により他 制度の遺族年金の支給を受けるこ とのできない者に対し、180,000 円(月額15,000円)の加算を行う こととした。</p> <p>(3) 母子年金及び準母子年金の受給 者が他制度の遺族年金(障害年金)</p>

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
			<p>の受給者であるときは、母子加算 及び準母子加算の支給を停止する こととした。</p> <p>(2) 遺族年金等との調整 夫等の死亡につき他制度の遺族年 金等を受けようとする場合にお ける母子年金及び準母子年金の支給 停止率を2分の1を3分の2に減算す ることとした。</p> <p>(3) 保険料の改定 保険料の額は、昭和56年4月分から 1月につき4,800円、昭和57年4月分 から1月につき4,960円、昭和58年4 月分から1月につき5,120円、昭和59 年4月分から1月につき5,280円、昭 和60年4月分から1月につき5,440円、 昭和61年4月以後の月の保険料に ついては年金額のスライドが行われた 場合は、当該保険料の額に改正のフ ィ率を算じて等しくするものとし、 昭和61年4月以後法律で定めるところ により段階的に引き上げることとし た。</p> <p>(4) その他 現に支給されている年金につい ても、改正後の規定に基づいて年金額の 引き上げを行うこととした。</p> <p>2 福祉年金 年金額の引き上げ (1) 老齢福祉年金 老齢福祉年金の額340,000円(月額 28,333円)を370,000円(月額30, 833円)に引き上げることとした。</p> <p>(2) 障害福祉年金 障害福祉年金の額1級障害者について 360,000円(月額30,000円)を406,600 円(月額33,883円)に、2級障害者につ いては340,000円(月額28,333円)を 370,000円(月額30,833円)に引き上</p>

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
			<p>げることとした。</p> <p>(3) 母子福祉年金及び準母子福祉年金 母子福祉年金及び準母子福祉年金の 額312,000円(月額26,000円)を351, 400円(月額29,283円)に引き上げ、 親の加算の対象となる子(孫又は孫孫) のうち1人については、その加算額 24,000円(月額2,000円)を40,000円 (月額3,333円)に、その他の子につ いては1人につき、その加算額4,800円(月 額400円)を24,000円(月額2,000円) に、それぞれ引き上げることとした。</p>
83	55.11.6	厚生保護法の一部を 改正する法律	<p>都道府県知事の指定を受けて受給資格の喪 失を要する者が受給資格の喪失に必要 な事項で厚生大臣の指定するものを認定する ことができる期間を、昭和60年7月31日までと することとした。</p>
91	55.11.28	こどもの国協会の解 散及び事業の承継に 関する法律	<p>1 こどもの国協会は、この法律の施行の時 に於いて解散することとした。</p> <p>2 こどもの国協会が承継するこどもの国 協会は、厚生大臣が指定する社会福祉法人(以 下「指定法人」という。)が引き継ぐことと した。</p> <p>(1) こどもの国協会が現在有する土地は、 こどもの国協会の解散の時当該協会の 財産となるものとし、国は、その土地を指定法 人に対し無償で貸付することとした。</p> <p>(2) 土地以外のこどもの国協会の一切の権 利義務は、指定法人が承継することとし た。</p>
105	55.12.6	臨床検査技師、衛生 検査技師等に関する 法律の一部を改正す る法律	<p>1 衛生検査技師の登録 (1) 衛生検査技師を登録しようとする者は、 その衛生検査技師について、都道府県知事 の登録を受けなければならないこととし た。</p> <p>(2) 都道府県知事は、衛生検査技師の職務状 況等が衛生業務を適正に行うために必要 な者であるかを基準に適合しないと思 ふときは、登録をしてはならないこと</p>

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
108	55.12.10	健康保険法等の一部を改正する法律	<p>とした。</p> <p>④ 登録は、厚生検査所の名称、検査業務の内容等について行うものとする。</p> <p>⑤ 厚生検査所の開設者は、その厚生検査所の検査業務の内容を変更しようとするときは、都道府県知事の登録の変更を受けなければならないこととする。同様に、その厚生検査所を廃止したとき等は、都道府県知事に届出を行わなければならないこととした。</p> <p>2 監督 (一) 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生検査所の開設者に必要な報告を命じ、又はその職員に検定業務、帳簿書類その他の命令を立入検査させることができることとした。</p> <p>(二) 都道府県知事は、厚生検査所の検査業務が適正に行われていないため医師及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるときは、厚生検査所の開設者に対し、その検査設備の変更等必要な措置を命ずることができることとした。</p> <p>(三) 都道府県知事は、厚生検査所の検定設備等が省令で定める基準に適合しなくなったとき等は、その厚生検査所の登録を取り消し、又は罰金を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。</p> <p>3 その他 その他厚生検査所の登録に関する事項を省令で定めること、罰則の規定の整理を行うこと等所屬の調整の範囲内で行うこととした。</p> <p>一 健康保険法関係 1 医療給付に関する事項 (一) 一部負担金の額の改正 被保険者本人の一部負担金について</p>

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
			<p>は、初診時を400円を400円に、また、入院時は1日につき200円を400円(医療費負担の軽減給付を受ける者については100円を200円)に引き上げることとした。</p> <p>(四) 家族療養費の給付率の引上げ 入院の場合に支給される家族療養費の額を、療養に要する費用の100分の70に相当する額から100分の80に相当する額に引き上げることとした。</p> <p>2 分べん費等の給付に関する事項 分べん費及び医療料の負担軽減並びに給費分べん費、療養費給付及び育児手当金の額は、政令をもって定めることとした。</p> <p>3 医療料に関する事項 (一) 療養費等給付の上限の算定の調整 療養費等給付の上限の算定に当たって該当する療養費等の割合が100分の3を超えた場合には、社会保険協議会の意見を聞いて政令をもって標準報酬等の上限の調整を改定できることとする。</p> <p>(二) 医療料率に関する改正 医療料率の上限は、政府管掌健康保険法については、1,000分の80を1,000分の91とし、組合管掌健康保険法については、1,000分の90を1,000分の93とする。</p> <p>4 国庫補助に関する事項 政府の管理する健康保険法については、国庫補助率の算定は、標準報酬率は、医療給付費(療養料、分べん費、家族療養料、給費分べん費及び育児手当金の支出に要する費用を除く。)の1,000分の14から1,000分の20の範囲内において政令で定める割合とするが、百分の14は1,000分の14とし、将来給付内容の変更又は他の財政状況の変動等の場合に</p>

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
			<p>検討するものとする。</p> <p>8 財政調整に関する事項 (一) 健康保険組合の健康保険事業に要する費用の財源の不均衡を調整するため健康保険組合連合会は、政令で定めるところにより、会員たる健康保険組合に対し、交付金の交付事項を行うこととする。</p> <p>(二) 会員たる健康保険組合は、(一)の交付金に要する費用に充てるため政令で定めるところにより健康保険組合連合会に拠出金を拠出するものとし、この拠出金に充てるため調整保険料を徴収するものとする。</p> <p>二 給付関係 1 医療給付に関する事項 (一) 一部負担金の改正 被保険者本人の一部負担金については、初診時400円を400円に引上げ、また、入院時は1日につき400円(医療費負担の軽減給付を受ける者については200円)とする。</p> <p>また、入院時の一部負担金の支払は、1月を限度とする。</p> <p>(二) 家族療養費の給付率の引上げ 入院の場合に支給される家族療養費の額を、療養に要する費用の100分の70に相当する額から100分の80に相当する額に引き上げることとした。</p> <p>2 分べん費等の給付に関する事項 分べん費、療養料及び家族療養料の最低限度並びに給費分べん費及び育児手当金の額は、政令をもって定めることとした。</p> <p>3 医療料率に関する改正 医療料率は、厚生大臣が社会保険協議会の議を経て、法定料率に1,000分の29を増した率の範囲内において算定できることとする。</p>

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
56. 4. 25	56. 4. 25	障害に因する用道の墓園のための墓所法等の一部を改正する法律	つき月額2万2,400円から2万4,000円に、墓費増徴1人につき月額2万2,400円から3万6,000円に、それぞれ引き上げることとした。 2 墓費手当ての引き上げ 墓費手当ての月額を9,200円から1万円に引き上げることとした。 3 元葬手当ての増額 市町村民の所得割の額のない者に支給する元葬手当ての月額を6,000円から7,000円に引き上げることとした。 4 埋葬費等において用いられている「つんば、おし、冚」という用語を改めることとした。
56. 6. 9	56. 6. 9	公営住宅の経営のための特別措置に関する法律	1 趣旨 公営住宅はこれを利用する国民にとって日常生活上不可欠の施設であるにもかかわらず著しく減少しつつある現況にかんがみ国民の生活を確保するため、特別の措置を講ずるよう努めることとした。 2 定義 公営住宅とは、公営住宅法に規定する公営住宅であつて、入居料金について物価統制令の規定の適用をうけるものをいうこととした。 3 国及び地方公共団体の任務 国及び地方公共団体は、公営住宅に於ける国民の生活の確保を確保するため、公営住宅の経営の安定に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。 4 交付金等に関する規定 国債等による交付金は、公営住宅を建設する者かその施設の設備、改善若しくは修繕をする場合又はその設備の更新又は修繕に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとすることとした。 5 紛争等に関する規定

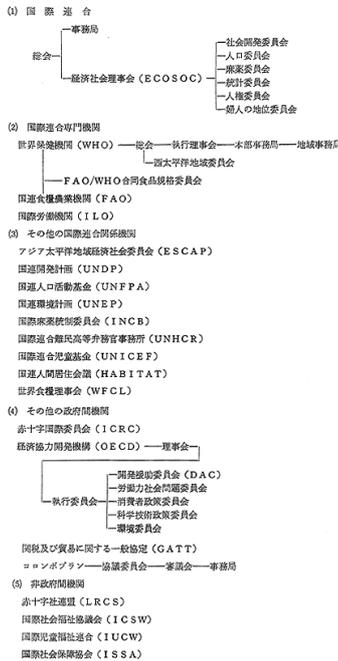
法律番号	公布年月日	法律名	内 容
56. 6. 9	56. 6. 9	建築物の耐震改修促進法の一部を改正する法律	建築物の耐震性の向上及び計画的な整備を促進するため、建築物の所有者等に負担すべき建築物の耐震改修等に関する目標及び事業の進捗について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずることとした。
56. 6. 9	56. 6. 9	原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	1 医療特別手当ての創設 原子爆弾被害者の医療等に因する法律の規定により原子爆弾の被害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある厚生大臣の認定を受けた者であつて、既に当該負傷又は疾病の状態にあるものに対し、新たに医療特別手当(月額9万2,000円)を所得の加算にかかわらず支給することとし、これに併せての者に支給する特別手当及び臨時手当を廃止することとした。 2 特別手当ての改善 原子爆弾被害者の医療等に因する法律の規定により原子爆弾の被害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある厚生大臣の認定を受けた者であつて、既に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額を月額8万7,400円から9万4,000円に引き上げることとした。 3 原子爆弾小児症手当ての創設 原子爆弾の放射能の影響による小児症の患者に対し、新たに、原子爆弾小児症手当を所得の加算にかかわらず支給することとし、その額を月額8万4,000円とするものとする。また、その額を月額8万4,000円とするものとする。 4 健康管理手当ての改善 健康管理手当ての額を月額1万2,500円から2万4,000円に引き上げることとした。 5 休養手当ての改善 厚生法令等で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する休養手当ての額を月額1

法律番号	公布年月日	法律名	内 容
56. 4. 10	56. 4. 10	広域広域環境整備センター法	1 目的 広域広域環境整備センター(以下「センター」という。)は、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な処理を確保するための広域的な処理を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とするものとする。 2 定義等 イ 「広域広域環境整備センター」とは、2以上の都府県において生じた廃棄物による処理を確保するために行うための施設であつて、廃棄物処理施設、一般廃棄物の処理処分場、産業廃棄物の処理処分場等によって構成されるものとする。ロ 「広域広域環境整備センター」とは、都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために都府県境を越えて行うことが特に必要であると認められる区域として厚生大臣が指定するものとする。ハ 「広域広域環境整備センター」とは、広域広域環境整備センターにおいて生じた廃棄物の処理を行う広域広域環境整備センターがその秩序ある運営に資することとなることと認められる区域として厚生大臣が指定するものとする。 3 基金等 イ センターの基金は、その区域の全部又は一部が広域広域環境整備センターの区域である地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)及び広域広域環境整備センターの

法律	公布年月日	法律名	内 容
			こととした。 二 国民年金法関係 1 被保険者の資格に関する要件のうち、 保障要件を撤廃するとともに、これに伴 い資格取得及び資格喪失の時期について 障害の改正を行うこととした。 2 遺族年金の支給及び免除の要件のうち 保障要件を撤廃することとした。 三 児童扶養手当法関係 児童扶養手当の支給資格者の国籍要件を 撤廃することとした。 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 関係 1 特別児童扶養手当の支給資格者の国籍 要件を撤廃することとした。 2 福祉手帳の支給資格者の国籍要件を撤 廃することとした。 五 児童手当法関係 児童手当の支給資格者の国籍要件を撤廃 することとした。 87 86. 6. 18 児童福祉法の一部を 改正する法律 1 厚生大臣又は都道府県知事は、児童福祉 施設と同様の業務を目的とする施設であっ て設置の認可を要しないもの(以下 「施設可児童福祉施設」という)の設置者 若しくは管理者に対し必要と認める事項の 報告を求め、又は当該職員をして、その設 置に立ち入り、その施設の設備若しくは運 営について必要な調査若しくは質問をさせ ることができることとした。 2 厚生大臣は、施設可児童福祉施設に施設 可児童福祉施設に對して事業の停止又は設 置の閉鎖を命ずることができることとし た。 3 施設可児童福祉施設の設置者若しくは管 理者に求める報告等若しくは30万円 以下の罰金に処することとするともに、 その他の児童福祉法に規定した罰金に 對する罰金の額を現行に比し引き上げ ることとした。

第12表 厚生省の關係する主要国際機関

第12表 厚生省の關係する主要国際機関

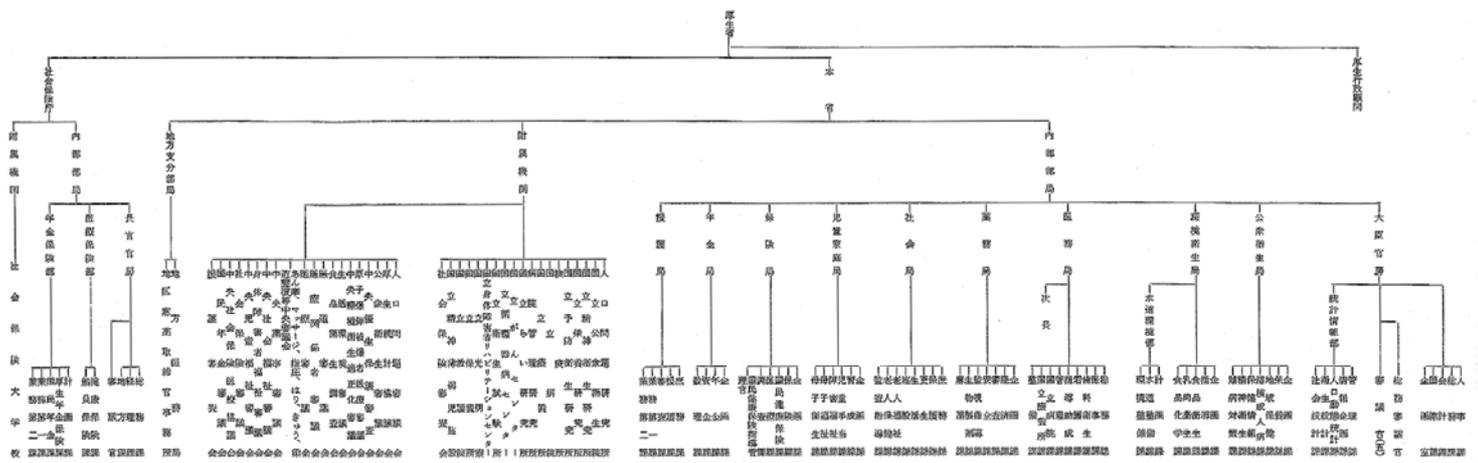


第13表 厚生省の機構及び所掌事務

第13表 厚生省の機構及び所掌事務(56年10月1日現在)

1 厚生省機構

厚生省機構図



2 所掌事務(内務局のみ)

(注) 表に記号は内務局の所掌事務。省管の法律は、いずれも主なものである。

- 人 事 第一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第二十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第三十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第四十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第五十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第六十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第七十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第八十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十一号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十二号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十三号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十四号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十五号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十六号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十七号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十八号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第九十九号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること
- 人 事 第一百号(省庁職員)の給与、職員の任用に関すること

年月日	事	項
55.11.19	○若狭湾沿岸沿道歩道整備記念式典	
20	○各都道府県に「医療相談センター」を設置	
21	○厚生省は、「昭和54年人口動態統計(年報)の概況一覽表」を発表	
22	○厚生省は、「昭和54年人口動態統計(年報)の概況一覽表」を発表	
28	○フロンティア賞授賞式開催(28～12月28日)	
12.1	○中央食品一斉検閲月間(1～28日)	
2	○改訂大卒生入試運動(1～28日)	
3	○厚生省は、「昭和54年度厚生労働省概況報告書」を発表	
6	○国産酒造法改正、新造法制定等に関する法律の一部を改正する法律公布	
10	○労働保険法等の一部を改正する法律公布	
11	○労働者に対する基本手当給付金は、厚相に「労働者に対する基本手当及び基本給付金について」を報告	
11	○社会保険制度審議会は、厚相に「老人保健制度について」中間意見を提出	
20	○厚生省は、「昭和54年国民健康調査」を発表	
23	○厚生省は、「昭和54年度人口動態統計調査法(第99号附則)の概況」を発表	
24	○厚生省は、「昭和54年度・歯科医師・薬剤師調査概況」を発表	
27	○厚生省は、「昭和54年度国民健康調査概況」を発表	
31	○厚生省は、「昭和54年における人口動態の概況」(年次報告)を発表	
56.1.1	○国民健康調査「国民健康調査年次報告」に関する声援を発表	
4	○厚生省は、「昭和54年度国民健康調査概況」を発表	
6	○厚相は、社会保険審議会に「厚生年金保険法及び組員保険法(年金部7)の一部改正について」諮問	
14	○労働局長賞状授賞式開催(14～2月4日)	
16	○厚相は、国民年金審議会に「国民年金制度の改正について」を諮問	
16	○社会保険制度審議会は、厚相に「厚生年金保険法の一部改正について」を答申	
17	○国民年金審議会は、厚相に「国民年金制度の改正について」を答申	
17	○厚生省は、「昭和54年度厚生行政概況調査の概況」を発表	
20	○厚相は、社会保険制度審議会に「国民年金法等の一部改正について」を諮問	
22	○全国民生党支部長会談	
23	○厚生省は、「ベビーマルウェア調査結果の概要」を発表	
23	○全国衛生党支部長会談	
24	○厚生省は、「昭和54年度国民健康調査の概況」を発表	
24	○社会保険制度審議会は、厚相に「国民年金法等の一部改正について」を答申	
2.1	○成人病予防週間(1～7日)	

年月日	事	項
56.2.11	○労働局長賞状授賞式開催(11～3月7日)	
25	○労働審議会は、厚相に対して「医師、歯科医師の行政委員会について」意見を提出	
27	○フロンティア賞授賞式開催(27～3月19日)	
27	○新造法制定等に関する法律公布(27～3月3日)	
3.2	○中国駐日日本大使館の肉類検査のための期間問題(2～16日)	
1.1	○日本労働組合連合会に「食品化学プロジェクト」を諮問(2～13日)	
11	○厚相は、社会保険審議会に「老人保健制度について」諮問	
11	○厚相は、社会保険制度審議会に「老人保健制度について」諮問	
13	○厚相は、社会保険制度審議会に「国民年金制度の改正について」を諮問(国民年金の改正)	
13	○厚相は、国民年金審議会に「国民年金制度の改正について」を諮問(国民年金の改正)	
17	○フロンティア賞授賞式開催(17～21日)	
17	○フロンティア賞授賞式開催(17～21日)	
20	○インドネシア懸賞品授賞式開催(20～24日)	
23	○国民年金審議会は、厚相に「国民年金制度の改正について」を答申(国民年金の改正)	
27	○社会保険制度審議会は、厚相に「国民年金制度の改正について」を答申(国民年金の改正)	
27	○「ベビーマルウェア」竣工	
4.1	○身体障害者福祉法改定月間(1～30日)	
7	○世界保健デー(テーマ「2000年までにすべての人4に健康を」)	
8	○労働局長賞状授賞式開催(8～6月5日)	
10	○社会保険制度審議会は、厚相に対して「労働法の一部改正について」を答申	
17	○労働局長賞状授賞式開催等授賞式開催は、衆議院で可決	
17	○労働局長賞状授賞式開催等授賞式開催は、衆議院で可決、成立	
22	○厚相は、食品衛生調査会に「食肉製品、食品添加物等の規格基準の改正等について」を諮問	
24	○労働局長賞状授賞式開催等授賞式開催の一部を改正する法律公布	
26	○社会保険審議会は、厚相に「老人保健制度を創設することに関し健康調査、組員保険及び日雇労働者健康保険の創設等に関する法律公布	
26	○社会保険審議会は、厚相に「老人保健制度について」を答申	
26	○社会保険制度審議会は、厚相に「老人保健制度について」を答申	

年月日	事	項
56.4.29	○食品衛生調査会は、厚相に「プロピレングリコール、天然着色料等の規格基準の改正について」を答申	
5.1	○不正大卒生、付し検閲運動(1～6月30日)	
2	○河津大改定等に関する法律公布(2～6月)	
3	○児童福祉法改正(3～11日)	
5	○食品衛生調査会は、厚相に「食肉製品のうち「乾肉」肉製品の規格基準の改正について」を答申	
14	○第26回日本体育審議会委員会大会(東京都)	
15	○「老人保健法」審議決定、国会提出(6-4臨時審議会)	
20	○国民年金法等の一部を改正する法律公布、衆議院で可決、成立	
20	○第14回全国健康衛生大会(20～21日、愛知府)	
21	○第30回自治体行政大会(21～22日、山口県)	
21	○第30回自治体行政大会(21～22日、山口県)	
23	○中央社会保険医療協議会は、厚相に「社会保険診療報酬の点数改定」を答申	
24	○全国ろうきょう大会(香川県)	
25	○労働法に関する法律公布	
25	○国民年金法等の一部を改正する法律公布	
25	○千鳥ヶ淵戦没者墓園開式	
26	○労働法改正法制定25周年記念大会(26～27日、東京都)	
27	○国民健康調査年次報告者謝辞式(27日、厚生大臣賞状)	
27	○全国学生大会(東京都)	
6.1	○水産週間(1～7日)	
3	○農業者年金基金法の一部を改正する法律公布	
4	○農業者年金基金法の一部を改正する法律公布	
6	○厚生省は、「ベビーマルウェア」再点検結果の概要」を発表	
9	○労働局長賞状授賞式開催等授賞式開催の一部を改正する法律公布	
9	○労働局長賞状授賞式開催等授賞式開催の一部を改正する法律公布	
10	○広域保健審議会メンバー法公布	
11	○第24回全国健康衛生大会(11～12日、大阪府)	
11	○厚生省は、「昭和54年人口動態の概況」(概数年計)を発表	

年月日	事	項
56. 4. 11	○母子福祉法の一部を改正する法律公布	
12	○国民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他の関係法律の整備に関する法律公布	
13	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
15	○元家畜衛生法の一部を改正する法律公布	
17	○厚生省は、「昭和54年度社会福祉施設調査の概況」を発表	
20	○労働法の一部を改正する法律公布	
21	○おい(ハンセル氏病)を正しく理解する週間	
22	○結核菌及び結核菌に属する菌叢が感染を誘発	
23	○おいを正しく理解する日	
24	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
26	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
29	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
30	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
7. 1	○社会保険庁は、新潟県新潟市に、新潟県社会保険事務所を開設	
	○香の血防除剤(おい)の承認(1~31日)	
	○置業会社→貸付期間(1~31日)	
8	○生活環境審議会は、厚相に「有害物質を含有する家庭用品の規制基準の改正について」を答申	
14	○港の衛生週間(14~20日)	
15	○第17回献血運動推進全国大会(高松市)	
17	○身体障害者福祉審議会は、厚相に「今後における身体障害者福祉を促進するための総合的方策」に関する中間報告	
24	○動物利用対策推進本部は、「愛せいの問題を中心として緊急に注意すべき対策」を発表	
25	○社会保険庁は、「昭和54年度、歳計、日雇健康の収支決算」を発表	
26	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表(平均寿命男77.22年、女76.55年)	
29	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
8. 3	○食品衛生週間(3~9日)	
15	○全国救急夜泊待機(日本武道館)	
22	○東部ニューギニア沿岸収束団出発(22~9月10日)	
	○4ヶ所9ヶ所島産産元日本共同産出団(22~9月17日)	
28	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
	○厚生省は、社会保険庁審議会に「厚生年金保険及び船員保険への国民負担率の引き上げに関する特別措置について」を審問	
	○厚生省は、社会保険庁審議会に「厚生年金保険及び船員保険への国民負担率の引き上げに関する特別措置について」を審問	
年月日	事	項
56. 8. 29	○厚生省は、「心身障害児(者)調査結果」を発表	
9. 1	○ガン検診月間(1~30日)	
	○船員労働安全衛生月間(1~30日)	
	○精神障害者支援月間(1~30日)	
6	○ソニオン博覧会特別選出展(6~17日)	
8	○厚生省は、「昭和54年人口動態統計(年報)の概況一環定数」を発表	
	○厚生省は、「全国労働者名簿」を発表	
16	○敬老の日	
	○総務人福祉週間(15~21日)	
16	○「ニューギニア」建設者の理「竣工」	
17	○社会保険審議会は、厚相に「厚生年金保険及び船員保険への国民負担率の引き上げに関する特別措置について」を答申	
18	○社会保険庁審議会は、厚相に「厚生年金保険及び船員保険への国民負担率の引き上げに関する特別措置について」を答申	
	○ガン検診全国大会(千葉市)	
19	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	
21	○環境衛生週間(21~27日)	
24	○厚生省は、「昭和54年度人口動態統計調査(出生)の概況」を発表	
	○結核予防週間(24~30日)	
28	○国際障害者年記念心身障害児(者)教育関係シンポジウム(28~29日)	
28	○厚生省は、「昭和54年度国民生活調査」を発表	